

# 相続を考える(2)

富山短期大学名誉教授 川中清司

## 相続人は誰か

「相続」とは、亡くなった人(被相続人)の財産を受け継ぐことで、昔のような家督相続は今はない。財産には借金などマイナスの財産も含まれる。

「相続人」とは、相続する権利がある人のことをいい、誰が相続人になるかは民法で「法定相続人」が定められている。ただ、遺言などで相続する人を指定していれば、その内容が優先する。

そこで、いろいろな相続パターンを見ていこう。

### ●配偶者は常に相続人

亡くなった人の夫または妻(配偶者)は、常に相続人となる。ただし、法律上の婚姻関係にあることが前提で、長く連れ添った夫婦でも、婚姻届の提出がなければ「内縁関係」となり、相続人にはなれない。昨日結婚したばかりの新妻であっても、正式に届出をしていれば夫の相続人となる。

熟年再婚をした場合など、お互いの万一の事を考えてきちんと届出しておくことが肝心だ。世間では夫婦と認め、葬式では妻として挨拶をしても、いざ相続となる

とその権利は認められない。

### ●血族相続人の順位

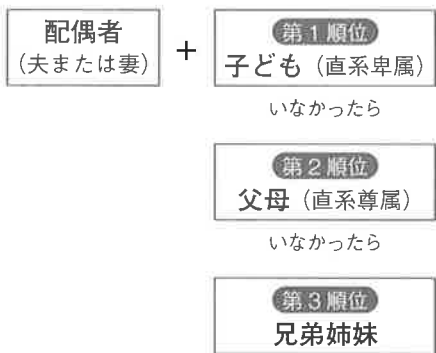
亡くなった人の子どもや父母、祖父母や兄弟姉妹など、血縁関係にある者は「血族相続人」となる。血族には養子縁組によって親族関係になった人も含まれる。

血族相続人は優先順位が定められていて、第一順位は子ども(直系卑属)、第二順位は父母、祖父(直系尊属)、第三順位が兄弟姉妹となる。

第一順位の子どもがいれば、第二順位の父母は相続人にならない。子どもも父母もいなければ第三順位の兄弟姉妹が相続人となる。

要するに「配偶者」と「子ども」が最優先で相続人となり、子ども

## 民法のルール (法定相続)



がいなければ被相続人の両親(直系尊属)が相続人となる。順位が上の相続人がいる場合は、下位の人は相続人にならない。

### ●子から孫へ代襲相続

本来なら、相続人となるはずの相続予定者が、相続開始の以前に死亡していた場合は、その子どもが相続する。これを代襲相続という。

たとえば父(A)が亡くなる前に、長男(B)が亡くなっている場合、その子ども(C)つまりAの孫が相続人となる。このように、次の代が引き継ぐ制度だ。

直系卑属(孫、ひ孫)は何代も代襲し、代襲する人がいなければ第二順位(父母)に相続の権利が移ることになる。なお第三順位の兄弟姉妹の場合は、その子ども(つまり甥や姪)までしか代襲は認められない。

### ●妻は亡夫の両親の相続人になれるか

Q 「亡くなった息子の嫁(甲)は、長年病気の義父(乙・夫の父)の介護など献身的に尽くしている。義父の財産を息子の嫁に相続させることはできないか」

A 息子の嫁(甲)は、亡くなった夫の親(乙)の遺産について

て相続人になれない。息子の嫁と息子の両親との続柄関係は、義理の親だが血のつながりはない。

民法で定める相続のルールでは、まず「配偶者」、次に「血族の相続人」について順位を定めている。第一に「子ども」。子どもがいなければ「直系尊属」の親など。それらがいなければ「兄弟姉妹」となっている。

夫婦は婚姻を通じてつながりが生まれたものであり、舅（しゅうと）とは義理の親という「姻族」関係にある。だが、血縁はないので相続人にはならない。

質問のケースなら、舅から息子の嫁に遺産を引き継がせる旨の遺言を残すのが一番よい。

### ●愛人の子の相続権

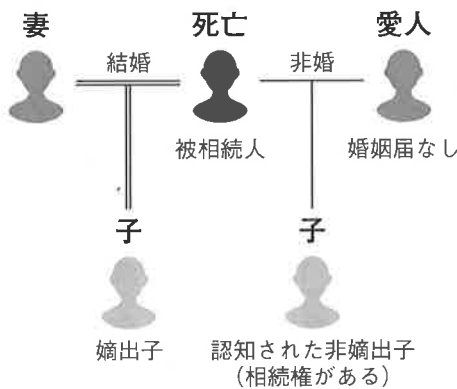
**Q** 「私の父と母は親が結婚を許さず、正式な婚姻届を出さなまま私を生んだ。父が亡くなったが、私に相続権はありますか」

**A** 父と母の間に婚姻関係がない子は、実際の親子でも「認知」されていなければ法律上は親子関係がないことになり、相続権は認められない。認知までは母親の姓を名乗り、母親が親権者となる。

愛人同士が婚姻届を出さないまま産んだ子。妻子のある男性との

間にできた子。いずれも実際の親子でも認知がないと相続人にはならない。認知には父親の意思で行う「任意認知」と、認知の訴えによつて裁判で確定する「強制認知」がある。

認知された子は「非嫡出子」となり、相続は婚姻関係を基にした「嫡出子」の二分の一となる。これについては差別にあたるとした判決が出たこともある（平成二三年八月二四日大阪高裁）。



### ●婚外子の相続格差は違憲か

結婚していない男女の間に生まれた非嫡出子（婚外子）の相続分が、嫡出子の半分とする民法の規定が、法の下での平等を保証した憲

法に反するかどうか。これを争った家事審判が、二五年七月一〇日、最高裁大法廷で開かれた。

弁論では東京の婚外子の男性が「少年期に精神的な不利益を強く感じ、結婚を意識する時期には引っ込み思案になった」と述べ、弁護士は「生まれた子に何の責任も、選択の余地もないのに差別されるのは法の下での平等に反する」と主張した。

大法廷は、過去の判決を変更する場合などに開かれるため、秋にも示される決定で、違憲と判断する可能性がある。

違憲となれば民法の改正が求められる。

### ●養子に行く前の親の相続

**Q** 「養子にいったら、行く前の実の親からの相続の権利はなくなるのか」

**A** 養子縁組をすると、血のつながりはなくても法律上の親子関係が生まれ、養子は養親の嫡出子となる。従つて、養子は養親の第一順位の相続人となる。

また、養親の血族とは法定血族関係となる。さらに養子に行く前の、生みの親との実際の親子関係もなくならない。実親の子であり相続人となる。

### ●兄弟姉妹の相続

**Q** 「甲家は両親A、Bと長男C、長女Dの四人暮らしで、突然長男Cが亡くなった。長男Cは独身だったが、自動車と預金が残った。長女Dが『お兄ちゃんの財産を相続できる』と言い出した。果たして誰が相続できるのだろうか」

**A** 結論として、両親A、Bに相続権があり、長女Dには相続権はない。

長男Cには配偶者もなく、第一順位の子もいない。その場合は第二順位の直系尊属（親）に相続権があり、そこで止まる。従つて長女（直系卑属）には相続権はない。

### ●連れ子の相続

**Q** 「バツイチ同士の結婚で、お互いに連れ子がいる。子どもは相続権はどうなるのか」

**A** 親と血のつながりがある子どもだけが相続人となる。

夫Aの連れ子Bは、夫Aが死んだときAの相続人となるが、妻Cの連れ子DはAの相続人になれない。逆に、妻Cが死んだとき連れ子Dは相続人となるが、夫の連れ子BはCの相続人にはなれない。つまり、血のつながりがある者の間で相続関係が生まれるだけで、

親同士が婚姻関係を結んでも血縁がなければ相続人にはなれない。

相続人とするには、養子縁組をするか、遺言に相続する旨を記載するという方法がある。

### ●相続人になる？ なれない？

相続人になれるかどうか、判断に迷うケースも多い。いくつか例示してみよう。

#### 相続人になれる

- 妻のお腹の中の胎児
- 養子に出した子ども
- 交流のない前妻との子ども
- 認知した愛人の子

#### 相続人になれない

- 長く連れ添った内縁の妻
- 介護してくれた長男の嫁
- 最愛の孫（子どもは健在）
- 妻の連れ子（養子縁組なし）

胎児はまだ生まれていないが、相続に関しては生まれたものとみなされ、相続人になることができる。

前妻との間にできた子どもは、たとえ交流がなくても実子であり、相続人になる。離婚した配偶者（前妻）は、離婚により赤の他人となり相続権はない。

### ●相続人がいないと国庫帰属

Q 「高齢で身寄りがなく、預金

と年金で気楽な独り暮らしです。死後の財産処分はどうなるのか」

A 相続人がいなければ、遺産は最終的に国庫に帰属する。

相続人がいないと財産の持ち主がいなくなり、家庭裁判所から選任された相続財産管理人によって清算手続きが行われ、残った財産は国庫に帰属することになる。

ただ、一定の条件を満たす特別な関係にある「特別縁故者」から、財産分与の申し立てがあれば、家庭裁判所が審判して、相当と認められた場合に財産が分与される。長年連れ添った内縁の妻や、実際上の養子などがこれにあたる場合がある。

### ●内縁の妻など特別縁故者に財産分与

法律上の相続人がいない場合、遺産を国庫に帰属させる前に、特別縁故者からの請求で裁判所の審判を経て財産を分与する制度は、相続人が不在の場合に限られる。

特別縁故者について民法では「被相続人と生計を同じくしていた者、療養看護に努めた者、特別の縁故があつた者の請求によって、相続財産の全部、または一部を与えることができる」と定めている。裁判所が特別縁故者として認め

た例として、三〇年以上にわたり被相続人と生活を共にし、死亡の際には唯一の身寄りとして、葬儀を営み菩提を弔った内縁の妻などがある。

血縁はないが、老衰と病気で寝たきりの被相続人の食事の世話や洗濯をし、入院中もたびたび訪れて身の回りの世話をし、死亡時には葬式をした人の例もある。

### ●相続登記のすすめ

遺産相続が起きたら、必ず登記するようお勧めしたい。先代以前の名義になっていたら、今のうちに遡って登記手続きを済ませた方がよい。世代が進むほど関係者が増え続ける。そのすべてを探し当て事務処理するのは大変な労力と費用が必要となる。

不動産の相続登記をしなくても罰則の適用はないが、長年放置しておく、いろいろな不都合がでてくる。お互い面識がなくなり遺産分割の話がまとまりにくくなる。相続人が行方不明で遺産分割協議ができない場合は、家庭裁判所に「不在者財産管理人の申立て」を行い、行方不明の相続人に代わり、司法書士など専門家が財産管理人として、遺産分割協議に参加することもできる。